

鳥取砂丘内でのドローン飛行は事前に鳥取砂丘ビジターセンターへの届出が必要です。
届出にあたりましては、1週間前までに申請をお願いいたします。

申請後は内容を確認の上、砂丘関係機関に情報共有させていただきますので、あらかじめご了承ください。

【砂丘内でのドローンの飛行について】

鳥取砂丘内でのドローンの飛行については、「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」で人への危害と恐怖心を与えることを禁止しています。

- ・飛行が可能なのは風速5メートル以下のとき
→鳥取砂丘ナビで現在の風速が確認できます。
- ・機体と操縦者の距離は100メートル程度までとし、目視できる範囲に限定
- ・第三者の有無を確認し、第三者がいる場合には不安を感じさせる操縦は行わない
- ・第三者とドローンとの距離を十分に保つ

そのほか、航空法でも大阪航空局の承認を得た場合を除き、次の行為が禁止されています。

- ・夜間や、目視外での飛行
- ・人または物件との間が30m未満となること
- ・イベントの上空で飛行させること
- ・爆発物など危険物を輸送させること
- ・物を投下させること

※ゴールデンウィークやお盆などは多くの観光客が予想されるため、ドローン飛行の許可が下りない場合があります。予めご了承ください。

(山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンターHP よくある質問から抜粋)